

## 伊勢原市火災予防要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）及び伊勢原市火災予防条例（昭和48年伊勢原市条例第28号。以下「条例」という。）の規定に基づき、消防長の権限に属する必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法、政令、省令及び条例で使用する用語の例による。

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定)

第3条 政令第35条第1項第3号に規定する消防長が指定する防火対象物は、政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が500平方メートル以上のものとする。

(消防設備士免状を受けている者等に点検をさせなければならない防火対象物の指定)

第4条 政令第36条第2項第2号に規定する消防長が指定する防火対象物は、政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のものとする。

(総合操作盤を設置する防火対象物の指定)

第5条 省令第12条第1項第8号ハの規定により消防長が指定する防火対象物は、同号ハ(イ)から(ハ)までに掲げるものとする。ただし、防火対象物の状況から消防設備に係る操作盤を設置し、集中して監視操作等を行わなくても防火上支障がないと消防長が認める場合はこの限りでない。

(連結送水管の放水圧力等の指定)

第6条 省令第31条第5号ロの規定によりフォグガン等を使用する防火対象物として消防長が指定する防火対象物は、政令第29条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げるものとする。ただし、スプリンクラー設備を全ての階に設置する防火対象物を除くものとする。

2 省令第31条第5号ロの規定によりフォグガン等が有効に機能する放水圧力として消防長が指定する放水圧力は、1メガパスカルとする。

3 省令第31条第6号イ(ロ)の規定により放水時の水頭として消防長が指定する水頭（同号イに規定する高さを超える階にスプリンクラー設備を設置する防火対象物に係るものを除く。）は、100メートルとする。

(消防用水の水量)

第6条の2 消防用水の水量は、政令第27条第3項第1号及び2号の規定による必要な水量以上とするほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消防用水と他の消防用設備等の水源水量を併用することは、使用方法が異なることから併用できないものとする。ただし、消防用水と他の消防用設備等の必要な水量がそれぞれの規定水量を加算して得た量以上を確保し、それぞれの使用に支障を生じないよう必要な措置を講じる場合は、この限りでない。
- (2) 消防用水と伊勢原市消防水利施設等整備要綱（令和5年伊勢原市消防本部告示第4号）第2条第2号に規定する防火水槽とは兼用できるものとする。ただし、消防長が兼用することで迅速な消火活動が行えないと認める場合は、この限りでない。
- (3) 前号の規定により消防用水と防火水槽を兼用する場合は、それぞれの必要水量のうち、大なるものの水量以上を確保しなければならない。

（火災予防上安全な距離）

第7条 条例第3条第1項第1号に規定する火災予防上安全な距離として消防長が認める距離は、同号イに規定する距離とする。ただし、これにより難い場合は、同号アに規定する距離とする。

（必要な知識及び技能を有する者の指定）

第8条 条例第3条第2項第3号、第11条第1項第9号及び第18条第1項第13号の規定に基づき必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

ア 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

(ア) 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

(イ) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、1級ボイラー技士免許、2級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第4条第2項、第8条及び第8条の2において条例第3条第2項第3号の規定を準用する場合に限る。）

イ 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者

(ア) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者

(イ) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者

- (2) 条例第11条第1項第9号（条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれら

と同等以上の知識及び技能を有する者とする。

ア 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者

ウ 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者（自家用発電設備専門技術者。条例第12条第2項及び第3項において条例第11条第1項第9号の規定を準用する場合に限る。）

エ 一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（蓄電池設備整備資格者。条例第13条第2項及び第4項において条例第11条第1項第9号の規定を準用する場合に限る。）

オ 公益社団法人日本サイン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者（ネオン工事技術者。条例第14条第2項において条例第11条第1項第9号の規定を準用する場合に限る。）

(3) 条例第18条第1項第13号の規定により指定する者は、一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(避雷設備の指定)

第9条 条例第16条第1項の規定に基づき消防長が指定する避雷設備は、日本産業規格 Z 9 2 9 0 - 3（雷保護－第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）とする。

(喫煙、裸火又は危険な物品の持ち込み禁止場所の指定)

第10条 条例第23条第1項の規定により消防長が指定する場所は、政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、次に掲げるものとする。

(1) 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台部（大道具室、小道具室及びならくを含む。）及び客席

イ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店（以下「キャバレー等」という。）の舞台部

ウ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗で、売場の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

エ 展示場の展示する部分

オ 映画スタジオ又はテレビスタジオで撮影の用に供される部分

カ 地下街の売場

キ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定により重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲。ただし、当該場所において行われる伝統的行事、宗教的行事等及び生活に必要な行為による場合は、この限りでない。

(2) 危険物品を持ち込んではない場所

ア 劇場等の公衆の出入りする部分

イ キャバレー等の公衆の出入りする部分

ウ 車両の停車場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）

(3) 防火対象物の部分を本来の用途以外に使用する場合は、当該部分の適用は使用する用途による。

(洞(とう)道等の指定)

第11条 条例第45条の2の規定により消防長が指定する洞(とう)道等は、次に掲げるものとする。

(1) 洞道 通信ケーブル又は電力ケーブルの敷設を目的として設置された洞道のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 洞(とう)長50メートル以上の洞道

イ 共同溝と接続する洞道

ウ 建物に接続し、かつ、建物と洞道との接続部分に防火上有効な区画のない洞道

(2) 共同溝 通信ケーブル等の敷設を目的として設置された共同溝

(3) 前2号に規定する洞(とう)道又は共同溝の管理を目的として設置された地下道又は隧(すい)道

(消防同意の資料)

第12条 法第7条に基づき消防同意を求める者は、建築許可等の消防同意に関する資料の提出の際に、建築申請消防資料提出書(第1号様式)を作成し、消防長へ提出するものとする。

(防火管理講習修了証明)

第13条 消防長は、省令第2条の3第5項の規定(以下「防火管理講習」という。)により修了証を交付した者が修了証を紛失又は滅失し、防火管理講習の修了証明を求められたときは、防火管理講習修了証明申請書(第2号様式)を提出させるものとする。

2 消防長は、前項の規定により証明書を交付するときは、防火管理講習修了証明書(第3号様式)とする。

(特例適用申請)

第14条 政令第32条の規定の適用を受けようとする者は、消防用設備等特例適用申請書(第4号様式)に必要な図書を添付し、消防長に2部提出するものとする。

2 消防長は、前項の申請により特例の適用を承認したときは、消防用設備等特例適用承認通知書(第5号様式)を申請者に交付するものとする。

3 消防長は、前項の規定により承認した後に、防火対象物が特例の適用内容に適合しないと認めるときは、消防用設備等特例適用取消通知書(第6号様式)により特例適用の取消しを通知するものとする。

4 消防長は、第1項の申請により特例の適用を認めないときは、消防用設備等特例適用不承認通知書(第7号様式)を申請者に交付するものとする。

(様式)

第15条 この要綱の規定により使用する様式は、日本産業規格A列4番とする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年6月8日から施行する。

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定等の廃止)

2 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定等（平成19年伊勢原市消防本部告示第1号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年8月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に設置されている建築物等への避雷設備については、この告示による改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

建築申請消防資料提出書

（その1）

伊勢原市消防長 殿		受付欄		
消防法第7条に基づく消防同意の資料として、建築基準法に基づく 確認申請書とともに提出します。 年 月 日 住 所 建築主 氏 名				
代理者	住 所			
	氏 名	電話 ( )		
工事施工者	住 所			
	氏 名	電話 ( )		
建築位置	所在地番	伊勢原市		
	用途地域		防火地域	防火 準防火 指定なし
		申請部分	申請以外の部分	合 計
敷地面積 (m <sup>2</sup> )				工事着手予定日 年 月 日
建築面積 (m <sup>2</sup> )				工事完了予定日 年 月 日
延べ面積 (m <sup>2</sup> )				

申請棟別概要	用 途			工事種別	新築 増築 改修 移転 用途変更 大規模修繕 大規模模様替				
	構 造			耐火建築物	耐火 準耐火 その他				
	屋 根			外 壁			軒 裏		
	階 数		階	階	階	階	階	階	合 計
	床面積	申請部分 (m <sup>2</sup> )							
		申請以外の部分 (m <sup>2</sup> )							
		合 計 (m <sup>2</sup> )							
	* 消防有窓・無窓階		有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓	
	* 最高の高さ m		* 最高の軒の高さ m		* 消防隊進入口の高さ m				
	* 消防法施行令第11条第2項（内装制限の適用）				有 無		* 収容人員 人		

備考	地 図 番 号	P	—
	公印使用承認印	・	・

- 備考
- 1 太線内を記入すること。
  - 2 \*印欄は、用途が専用住宅、長屋の場合は記載不要。
  - 3 申請棟別概要欄が不足する場合は、別に添付すること。
  - 4 市確認申請事務担当課と調整後、提出すること。

申請棟別概要	用途				工事種別	新築 増築 改修 移転 用途変更 大規模修繕 大規模模様替				
	構造				耐火建築物	耐火 準耐火 その他				
	屋根				外壁				軒裏	
	階数	階	階	階	階	階	階	階	合計	
	床面積	申請部分 (㎡)								
		申請以外の部分 (㎡)								
		合計 (㎡)								
	* 消防有窓・無窓階	有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓		
	* 最高の高さ	m		* 最高の軒の高さ		m		* 消防隊進入口の高さ		m
* 消防法施行令第11条第2項 (内装制限の適用)					有	無	* 収容人員		人	

申請棟別概要	用途				工事種別	新築 増築 改修 移転 用途変更 大規模修繕 大規模模様替				
	構造				耐火建築物	耐火 準耐火 その他				
	屋根				外壁				軒裏	
	階数	階	階	階	階	階	階	階	合計	
	床面積	申請部分 (㎡)								
		申請以外の部分 (㎡)								
		合計 (㎡)								
	* 消防有窓・無窓階	有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓		
	* 最高の高さ	m		* 最高の軒の高さ		m		* 消防隊進入口の高さ		m
* 消防法施行令第11条第2項 (内装制限の適用)					有	無	* 収容人員		人	

申請棟別概要	用途				工事種別	新築 増築 改修 移転 用途変更 大規模修繕 大規模模様替				
	構造				耐火建築物	耐火 準耐火 その他				
	屋根				外壁				軒裏	
	階数	階	階	階	階	階	階	階	合計	
	床面積	申請部分 (㎡)								
		申請以外の部分 (㎡)								
		合計 (㎡)								
	* 消防有窓・無窓階	有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓	有窓 無窓		
	* 最高の高さ	m		* 最高の軒の高さ		m		* 消防隊進入口の高さ		m
* 消防法施行令第11条第2項 (内装制限の適用)					有	無	* 収容人員		人	

防火管理講習修了証明申請書

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

本 籍			
受講時の住所			
現在の住所			
氏 名			
交付番号		交付年月日	
申請理由			
* 受付欄		* 備考欄	

- 備考 1 申請時に本人確認書類を持参すること。  
2 申請手続を本人以外の代理人がする場合は、申請書に委任状を添付すること。  
3 \*欄には、記入しないこと。

防火管理講習修了証明書

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
講 習 修 了 日	年 月 日
修 了 証 交 付 日	年 月 日
修 了 証 番 号	

第 号

上記の者は、消防法施行令第3条第1項第 号の規定による、防火管理講習の課程を修了したことを証明します。

年 月 日

伊勢原市消防長



消防用設備等特例適用申請書

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

住所 \_\_\_\_\_  
 申請者  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 （電話 \_\_\_\_\_）

次の防火対象物の消防用設備等について、消防法施行令第32条の規定の適用を受けたいので申請します。

申請対象物	所在地					
	名称					
	用途					
	構造	造	地上	階	地下	階
	面積	床面積	m <sup>2</sup>	延面積	m <sup>2</sup>	
申請消防用設備及び内容						
申請理由						
* 受付欄		* 備考欄				

- 備考 1 申請時に本人確認書類を持参すること。  
 2 申請手続を本人以外の代理人がする場合は、申請書に委任状を添付すること。  
 3 \*欄には、記入しないこと。

消防用設備等特例適用承認通知書

第 号  
年 月 日

様

伊勢原市消防長

印

年 月 日付けで申請のありました消防法施行令第32条の規定の適用は、次のとおり認めます。

申請対象物	所在地				
	名称				
	用途				
	構造	造 地上 階			
	面積	床面積	m <sup>2</sup>	延面積	m <sup>2</sup>
申請消防用設備及び内容					
特例適用条件等					

消防用設備等特例適用取消通知書

第 年 月 日 号

様

伊勢原市消防長

印

あなたの（所有・管理・占有）する防火対象物の消防法施行令第32条の規定の適用は、次の理由により取り消します。

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
	構造	
	規模	
特例が適用されている消防用設備等		
特例取消理由		

消防用設備等特例適用不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

伊勢原市消防長

印

年 月 日付けで申請のありました消防法施行令第32条の適用は、次の理由により不承認とします。

申請対象物	所在地	
	名称	
	用途	
	構造	
	規模	
申請消防等		
不承認理由		